

港 第 1 7 6 号  
平成26年 8月27日

公益社団法人宮城県トラック協会会長 殿

宮城県土木部長



宮城県45フィートコンテナ輸送車両購入支援補助金取扱要領（第2次募集）  
について（通知）

このことについて、別添のとおり制定されましたので承知願うとともに、補助金の交付を希望する貴会員に対して周知していただきますようお願いします。

なお、本要領については、宮城県土木部港湾課のホームページ（<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kouwan/>）に掲載しておりますので、併せて承知願います。

担当：港湾課振興班 日下  
電話：022-211-3221  
FAX：022-211-3296



## 宮城県45フィートコンテナ輸送車両購入支援補助金取扱要領（平成26年度第2次募集）

### 第1 目的

この取扱要領は、宮城県45フィートコンテナ輸送車両購入支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に関する細目を定めるものとする。

### 第2 補助金の交付申請受付期間（要綱第4第1項関係）

宮城県45フィートコンテナ輸送車両購入支援補助金（以下、「補助金」という。）を受けようとする者は、要綱に定める申請書類を以下に定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 交付申請受付期間は、平成26年9月16日（火）から平成26年10月3日（金）までの期間で、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
- (2) 交付申請書類は、宮城県土木部港湾課に到達した時点をもって提出とする。

2 前項の規定に関わらず、交付申請金額が予算額（第1次募集で交付決定した金額を除いた額）に達した日をもって申請の受付を締め切るものとする。

### 第3 補助金の交付決定（要綱第5第1項～第3項関係）

交付申請額の総額が予算額（第1次募集で交付決定した金額を除いた額）を超えた場合の交付決定額は、交付申請額の総額により予算額（第1次募集で交付決定した金額を除いた額）を案分して決定する。

なお、要綱第2項又は第3項で定める優先する補助事業者から交付申請があった場合は、優先する補助事業者への補助額を決定した後に、その他の交付申請額の総額により、優先する補助事業者及び第1次募集で交付決定した補助事業者への補助額を差し引いた予算額を案分して決定する。

### 附則

この要領は、平成26年8月27日から施行し、平成26年度の補助金に適用する。